

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成28監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について」）について、同条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月8日

奈良県監査委員 江南 政治

同 齋藤 信一郎

同 粒谷 友示

同 田中 惟允

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
<p>健康福祉部</p> <p>監査指導室</p>	<p><b>介護及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査について</b></p> <p>県の要綱でおおむね6年に1回検査を実施することとしているが、実施計画に従って検査すると、この実施頻度が達成できない。事業所数、サービス内容等の実態を勘案して要綱を見直すことも含め、要綱で規定する実施頻度で検査を実施するよう努められたい。</p>	<p>業務管理体制の確認検査は、介護及び障害福祉サービス事業者に対して法律で義務づけられている法令遵守体制の整備及び運営状況を確認するものである。</p> <p>これまで、当該事業者の運営する介護及び障害福祉サービス指定事業所（以下、「指定事業所」という。）の実地指導の機会に合わせ、ヒアリングにより当該検査を実施していたが、平成29年9月から新たに指定を受けた事業所（指定後1～2年）を対象として実施する面談方式の指導時にも行うこととした。</p> <p>また、今後、事業所の指定更新手続き（指定より6年ごとに1回）に合わせて当該検査を行い、要綱に定める実施頻度での検査を実施するよう努める。</p>
<p>長寿社会課</p>	<p><b>有料老人ホームに対する調査について</b></p> <p>定期検査について、原則として書面のみで実施し、立入調査を行っていない。全国的には高齢者の虐待等の事例があり、厚生労働省からも定期的に立入調査を実施されたいとの見解が示されていることから、定期的な立入調査を実施する必要があるか検討されたい。</p>	<p>現在、定期検査は原則として書面で行っているが、高齢者の虐待など、利用者へのサービスに不適切な事例が疑われた場合は、立入調査や事情聴取などを行っているほか、市町村及び県の関係部局と連携し、適宜、施設や法人へ立入調査を実施している。</p> <p>定期的な立入調査の実施について、これまで蓄積してきた書面検査の結果、あるいは利用者からの相談・苦情への対応などを踏まえ、今後、より効果的な調査の実施方法について検討していく。</p>
<p>こども・女性局</p> <p>子育て支援課</p>	<p><b>児童厚生施設指導監査について</b></p> <p>法令により1年に1回以上の検査を行うことが必要とされているにもかかわらず、実施されていない。検査の実施に向けて計画中とのことであるが、検査の必要性を十分に認識し、早急に実施されたい。</p>	<p>平成29年3月に「奈良県児童厚生施設指導監査実施要綱」及び、指導監査実施計画を策定し、各市町村に通知した。</p> <p>以降、実施計画に基づき、計画的に指導監査を実施している。</p> <p>平成29年9月末現在、奈良市（5ヶ所）、大和高田市（5ヶ所）、大和郡山市（2ヶ所）、天理市（1ヶ所）の指導監査を実施済みである。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
医療政策部 薬務課	<b>医療品医療機器等一斉監視指導について</b> 実施計画が定められていたが、計画した検査等の数を実施できなかった。計画どおり実施できなかった理由について十分に検討し、実施計画を見直すことも含め、計画どおりに検査等を実施できるよう努められたい。	薬局、薬店の監視について、実情を確認する必要があることから、抜き打ちでの査察を実施している。そのため、管理薬剤師の不在や患者対応により相手方が対応できないなど、店舗には行ったが、監視を実施できない事例が生じている。そのような事例が多数生じた場合でも、1日当たりの監視実績を確保するために、対象エリアにおける計画数を多めに設定していたところである。また、急な案件が生じることで、計画どおりの監視を中止しなければならない状況も生じている。 今後はこうした状況を踏まえ、目標件数を設定した上で、それを上回る件数を抽出して計画を作成し、目標数の達成を図る。また、真に重大な案件が発生した場合などは、計画自体の見直しを行うことも検討する。
くらし創造部 消費・生活安全課	<b>旅館業法に基づく立入検査について</b> 実施計画が定められていたが、計画した検査等の数を実施できなかった。計画どおり実施できなかった理由について十分に検討し、実施計画を見直すことも含め、計画どおりに検査等を実施できるよう努められたい。	平成27年度は、監視計画を実行した初めての年であったことから、計画した件数の80%の実施率であったが、平成28年度は計画どおり実施した。 ひきつづき、同一業種や同地域を一斉に監視するなど、効率的な検査が行えるように努めていく。
農林部 農業水産振興課 林業振興課	<b>水産業協同組合常例検査について</b> 法令により毎年1回を常例として検査しなければならないこととされているにもかかわらず、その頻度では実施できていない。所定の頻度で実施するよう努められたい。 <b>森林組合常例検査について</b> 法令により毎年1回を常例として検査しなければならないこととされているにもかかわらず、その頻度では実施できていない。所定の頻度で実施するよう努められたい。	平成29年度から書面による検査を導入し、全ての水産業協同組合について、毎年1回書面検査又は実施検査のいずれかを実施するよう改善を行った。 奈良県森林組合連合会が森林組合に対して実施している系統監査を行うに当たり、事前に監査実施方針等について十分に打合せを行うとともに、監査結果を共有することにより、毎年1回の常例検査を行うことと同等の効果を確保するよう努めた。